職務内容書（理事長）

● 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構　理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行すること、郵便局ネットワークの維持及び活用の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務並びに基盤的サービスの提供の確保を図ることを目的とします。

今回の公募対象である理事長は、法人を代表し、法人の基本的な経営方針を立案し、法人全体の管理運営業務を総理する職責を負います。そのため、総務大臣の定める中期目標や機構が定める中期計画に基づき、業務を確実に実施する能力を有する人材を求めています。

1．機関名：独立行政法人　郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

（法人の業務概要）

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に基づき、平成 19 年 10 月 1 日に設立された法人であり、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行すること、郵便局ネットワークの維持及び活用の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務並びに基盤的サービスの提供の確保を図ることを目的とする。主な業務内容は、以下のとおり。

（１）　旧日本郵政公社から承継した郵便貯金（平成 19 年９月末までに預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金など）を管理し、これに係る債務を履行すること

（２）　旧日本郵政公社から承継した簡易生命保険（平成 19 年９月末までに契約が締結された養老保険、終身保険など）を管理し、これに係る債務を履行すること

（３）　郵便局ネットワークの維持及び活用の支援のための交付金を交付すること（※）

（４）　これらに附帯する業務を行うこと

※　現在は、郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、「銀行窓口業務」及び「保険窓口業務」に係るものに対し交付金を交付しているが、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和

8 年法律第 50 号）の成立に伴い、来年度から新たに「郵便窓口業務」及び「基盤的サービス提供業務」に係る交付金を交付することとなる見込み。

２．ポスト：理事長

（任期５年：令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日）

３．職務内容

理事長は、機構の基本的な経営方針を立案し、総務大臣の定める中期目標及びその達成のために総務大臣の認可を受けて機構が定める中期計画に基づき、理事及び次の業務を担当する４部を統率し、法人全体の運営管理業務（役職員数：約 50 名）を総理する。

（１）機構の組織

① 総務部（総務課、会計課）

機構全体の総括、年度計画等の策定、人事、周知・広報、予算・決算、契約・支払、物品管理等を行う。

② 貯金部（業務課、財務課）

旧日本郵政公社から引き継いだ郵便貯金の管理・運営に係る業務を実施するとともにそれに附帯する業務を行う。

③ 保険部（業務課、財務課）

旧日本郵政公社から引き継いだ簡易生命保険の管理・運営に係る業務を実施するとともにそれに附帯する業務を行う。

④ 支援部（支援課）

郵便局ネットワークの維持等に要する費用の一部に充てるための交付金に関する拠出金の徴収並びに交付金の交付業務を行う。

（２）具体的な業務

ア 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先※1及び再委託先※2に対して定期及び随時の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行う。併せて、委託先及び再委託先の業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、業務の質の維持・向上に努める。また、郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うとともに、再委託先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、その状況を把握する。

※１ 預金の払戻し、保険金の支払、資金運用等の業務は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に委託。

※２ 委託を受けたゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、預金の払戻し、保険金の支払等の一部の業務を日本郵便に再委託。

イ　郵便貯金管理業務については、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、預金者にその状況を周知するとともに、満期を迎えた郵便貯金の早期払戻し促進のため、効果的な周知・広報を実施する。

ウ　簡易生命保険管理業務については、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、契約者等にその状況を周知する。

エ　郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務については、郵便局ネットワークの維持等に要する費用の一部に充てるための交付金に関する拠出金の徴収並びに交付金の交付を、法令に基づき確実かつ適切に実施する。

上記ア～エに当たっては、理事長として機構の基本的な経営方針を立案し、総務大臣の定める中期目標及びその達成のために総務大臣の認可を受けて機構が定める中期計画に基づき、法人全体の運営管理業務を総理する。

４．必要な資格・経験等

・　原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
・　当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
・　中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
・　民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、組織を管理する十分な能力を有していること。
・　民間企業や国の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

５．勤務条件

（１）勤務条件

・勤務形態：常勤
・勤務地：機構事務所（東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 3 階）
・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めはない
・給　　与：年収約 2,400 万円（令和７年度実績。役員報酬、役員賞与、特別調整手当（国家公務員の地域手当に相当）及び業務調整手当（国家公務員の本府省業務調整手当に相当））
・福 利 厚 生：日本郵政共済組合（健康保険・厚生年金に相当）に加入
・そ　の　他：給与等の条件は、変わることがある

（２）選考方法

・　公募により以下のとおり選考する。

①　一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

②　二次選考（面接審査）

③　外部有識者による選考委員会の審議を経て総務大臣が任命

６．応募方法

（１）応募書類等

・履歴書（日本工業規格（ＪＩＳ規格）履歴書に写真を添付の上、応募動機、学歴、職歴、保有する資格等の必要事項を詳細に記載すること。）

・自己アピール文書（Ａ４で２枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。）

（２）応募先

（郵送の場合）

〒100－8926　東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第２号館

総務省大臣官房秘書課　人事第三係（担当：新堀、小栗）

※封筒には「郵政支援機構役員の応募書類在中」と朱書きで明記の上、簡易書留又は一般書留にて郵送すること。

（メールの場合）

yakuinkoubo@soumu.go.jp

※件名は「郵政支援機構役員の応募書類」とすること（誤送信がないよう注意ください。）。

（３）応募期限

令和８年 12 月 14 日（月）必着

７．欠格事由等

通則法又は機構法の役員欠格事由に該当する場合は理事長となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（役員の欠格条項）

第二十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十条の三　中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）

（役員の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。）

二　関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。）又は関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。）の役員

三　銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員

四　前号に掲げる事業者の団体の役員

２（略）

８．問合せ先

〒100－8926　東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第２号館

総務省大臣官房秘書課　人事第三係（担当：新堀、小栗）

電　話：03－5253－5074　　e-mail：yakuinkoubo@soumu.go.jp

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。
URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html